

## 総合支援資金特例貸付の3か月を超える貸付について

令和2年12月17日更新

この特例貸付は3か月を原則に借入申込みを受け付けていますが、下記対象に該当する場合は、貸付期間を延長できる場合があります。  
なお、詳細等については当初の申請を行った市町村社会福祉協議会にご相談ください。

### <対象>

1. 総合支援資金特例貸付が決定している借受人がいる世帯で、借入理由となった世帯員が、貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
2. 上記世帯員が、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関（以下、「まいさぼ」）による支援を継続的に受けること。
3. 令和3年3月までに3月目である貸付期間が到来すること。

なお、延長の申込みは一回までとなります。また、緊急小口資金特例貸付、総合支援資金特例貸付（初回申込み）は令和3年3月まで申請期間が延長となりましたので、詳細については問い合わせてください。

軽井沢町社会福祉協議会 ☎0267-45-8113（予約可能時間：平日9：00～17：00）

※年末年始休業は12月31日から1月3日まで